

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、近年の記録的な猛暑及び物価高騰が続く中、高齢者の熱中症リスクの軽減を図るため、エアコンの購入及び設置（取替えを含む。以下「購入等」という。）をした65歳以上の高齢者のみの世帯に対し交付する東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金（以下「補助金」という。）に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この事業による補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げるいずれにも該当する世帯の世帯主とする。

(1) 令和8年1月1日時点において、本町に住所を有している65歳以上の者のみで構成される世帯

(2) 世帯員について町税の滞納がない世帯

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者の属する世帯の構成員全員が、有料老人ホームその他の施設に入所又は入院している場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助対象のエアコン及び補助金の額)

第3条 補助の対象となるエアコンは、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

(1) 町内の家電販売店で購入した新品のもの

(2) 日本産業規格C9901に定める省エネルギー基準達成率（目標年度：2027年度）が87パーセント以上のもの

2 補助金の額は、エアコンの購入等に要する費用の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）以内で、6万円を上限とし、予算の範囲内において1世帯1台分を1回に限り交付するものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。

(1) 町内の家電販売店が作成した見積書

(2) 購入するエアコンが第3条各号に該当していることが確認できる書類

(3) 申請者の属する世帯の構成員全員の住民票の写し

(4) 申請者の属する世帯の構成員全員について町税の未納がないことが確認できる書類

2 前項の規定にかかわらず、本町が保有する公簿により確認することができるものについては、申請者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。

(審査及び決定等)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、速やかにその内容

を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

（変更の申請）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、第4条の申請の内容の変更又は取消しをしようとする場合は、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付決定変更・取消申請書（様式第3）に、変更の申請をする場合にあってはその内容が確認できる書類を添えて、速やかに、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査した上で、変更の可否を決定し、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金変更・取消決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前2条の規定による決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該決定日から90日を経過する日又は当該決定日の属する年度の12月末日までのいずれか早い日までに、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金請求書（様式第5）に領収書又はその写しを添えて、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（1）偽りその他不正な手段で補助金の交付を受けたとき。

（2）その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（検査等）

第9条 町長は、交付決定者に対し補助金の交付に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年3月16日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第8条及び第9条の規定は、同日以後もなお効力を有する。

様式第1 (第4条関係)

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付申請書

年 月 日				
東浦町長				
次のとおり東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金の交付を申請します。				
(補助対象者) 申請者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話	
世帯状況	氏 名	生 年 月 日	年 齢	続 柄
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
		年 月 日	歳	
購入予定のエアコン				
購入予定の販売業者				
補助金申請額	円 (※補助対象経費の1/2以内) (※上限6万円)			

(添付書類)

様式第2（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付け東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付申請について、下記のとおり決定しましたので、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付要綱の規定により通知します。

記

- 1 交付の可否
（ 交付 ・ 不交付 ）
- 2 補助金交付決定額
_____ 円
- 3 不交付の理由

様式第3（第6条関係）

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金交付決定変更・取消申請書

年 月 日

東浦町長

年 月 日付け 東ふ第 号で交付決定のあった東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金を下記により（変更・取消）したいので、承認していただきたく申請します。

記

(補助対象者) 申請者	住 所			
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年 月 日	電話	-
(変更・取消)の内容及び理由				
購入予定のエアコン (変更の場合のみ記載)				
購入予定の販売業者 (変更の場合のみ記載)				
補助金申請額 (変更の場合のみ記載)		円 (※補助対象経費の1/2以内) (※上限6万円)		

(添付書類)

様式第4（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

東浦町長

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金変更・取消決定通知書

年 月 日付け東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金変更・取消申請
について、下記のとおり決定しましたので、東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金
交付要綱の規定により通知します。

記

1 交付の（ 変更 ・ 取消 ）

2 補助金交付決定額

_____ 円

3 変更・取消の内容及び理由

様式第5（第7条関係）

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金請求書

年 月 日

東浦町長

申請者（補助対象者）

住 所

氏 名

東浦町在宅高齢者エアコン購入等補助金を下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 円

2 振込先口座

金融機関名		本店・支店
フリガナ		
口座名義		
口座番号		
預金種別	普通 ・ 当座	

(添付資料)